

九州大学国際戦略企画室規程

令和2年度九大規程第83号
施行：令和3年4月1日
最終改正：令和6年3月21日
(令和5年度九州大学規程73号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、国際戦略企画室（以下「戦略企画室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 戦略企画室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 海外大学等との戦略的な教育研究連携に関すること。（戦略的パートナーシップ校等との組織的連携及び大学間国際コンソーシアムを通じた教育研究連携等を含む。）
- (2) 海外留学及び外国人留学生の受入れ推進のための体制整備に関すること。
- (3) 国際的な特定プロジェクトの実施及び支援に関すること。
- (4) その他戦略的な国際連携及び国際化の推進に関すること。

(組織)

第3条 戦略企画室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、戦略企画室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、戦略企画室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、戦略企画室の業務及び事務を処理する。

(事務)

第7条 戦略企画室に関する事務は、事務局及び部局事務部各課等の協力を得て、国際部国際企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、戦略企画室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第73号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。